

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号（平成 19 年 3 月 28 日）

宮城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

広域連合長の事務部局の職員 32 人

議会の事務部局の職員 5 人

選挙管理委員会の事務部局の職員 5 人

監査委員の事務部局の職員 5 人

2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる職員は、広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

（定数外の職員）

第 3 条 次の各号に掲げる職員は、前条第 1 項に規定する職員の定数外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

常時勤務を要しない職員

臨時に雇用される職員

休職を命ぜられた職員

地方自治法第 252 条の 17 の規定により他の地方公共団体に派遣された職員

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1

項の承認を受けた職員

- 2 前項第3号から第6号までに掲げる職員が復職した場合において職員の員数が第2条第1項の職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。